

議 案 第 25 号

摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

市立認定こども園の設置に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例

摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(平成14年摂津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「補償」の次に「を実施する機関（以下「実施機関」という。）」を加え、「以下「委員会」という。）が実施する」を「認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）とする」に改める。

第3条及び第5条中「委員会」を「実施機関」に改める。

第6条中「教育委員会規則」の次に「（認定こども園の学校医等に係る補償に関する事項については、規則）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。